

日本郵政株式会社の事業計画の概要

日本郵政株式会社

令和4年4月25日

事業計画の法的位置づけ

- **日本郵政株式会社の事業計画は、日本郵政株式会社法第10条の規定に基づき、毎事業年度開始までに策定し、総務大臣に認可申請**
(令和4事業年度事業計画は、令和4年3月31日 認可・公表)
- **事業計画の認可申請の際には、資金計画書及び収支予算書を添付**
(日本郵政株式会社法施行規則第7条)

【参考：関係法令】

- 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）
（事業計画）

第十条 会社は、毎事業年度の開始前に、総務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 日本郵政株式会社法施行規則（平成十八年総務省令第三号）（抄）
（事業計画の認可の申請）

第七条 会社は、法第十条前段の規定により毎事業年度の事業計画の認可を受けようとするときは、法第五条第一項に規定する責務の履行に係る業務運営の基本方針その他業務運営に関する事項を明らかにした事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに総務大臣に提出しなければならない。

2 会社は、法第十条後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

事業計画のポイント①(業務運営の基本方針等)

◎ はじめに

- 郵政ネットワークの安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮しつつ、お客さま本位のサービスを提供し、地域のお客さまの生活を支援し、お客さまと社員の幸せを目指す
- 経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献できるよう努めていくことを基本として会社経営を行っていく
- 郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの責務を果たすとともに、地域社会に貢献すべく、郵便局ネットワークの一層の活用を図っていく
- 新型コロナウイルス感染症の流行下におけるサービス提供の継続、マイナンバーカードの普及促進
- 中期経営計画「JP ビジョン2025」で掲げたお客さまと地域を支える「共創プラットフォーム」の実現に向けて、最大の強みである郵便局ネットワークによるグループ内で一体的なサービスを提供し、グループ外の多様な企業等との連携を行う。

◎ 業務運営の基本方針

(1) 日本郵政グループの企業価値向上

- 「デジタル郵便局」の実現に向けたグループ横断的なDX施策やDX人材育成、社会的な課題に資する新規ビジネスの創出を推進
- ユニバーサルサービスを含むコアビジネスの充実強化、グループ外の企業や地方公共団体との連携の拡大、不動産事業の拡大等への支援に加え、郵便局データ活用に向けた検討を行う

(2) ガバナンス、コンプライアンス機能等の強化

- かんぽ生命商品の不適正募集等の問題の行政処分を受け、これまでも業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置づけ、「JP改革実行委員会」の評価、助言等を受けながら、業務改善計画を着実に実行してきたところ、令和4事業年度も引き続き、グループ全体のガバナンス強化及びお客さま本位の業務運営の実勢に努めていくこととし、グループ各社のコンプライアンス・プログラムの策定及び推進の状況並びに各社の内部監査態勢・監査状況を的確に把握し、グループ各社に必要な支援・指導を行う

(3) SDGs達成への取組

- 事業サービスを通じた環境負荷軽減、ダイバーシティの推進（障がい者雇用、女性の活躍推進等）に取り組む

(4) その他の経営課題に関する取組 上記(1)～(3)以外にも、次のような経営課題へ取り組む

- ①サイバーセキュリティの強化 ② 株式の処分への準備 ③ 新型コロナウイルス感染症への対応

事業計画のポイント②(その他業務運営に関する事項)

(1) 事業子会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保等

- 日本郵便に対し、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの確保、郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等が達成できるよう経営の基本方針の策定及び実施の確保を行う
- 事業子会社との間で、日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約等を締結し、グループ全体に重大な影響を与える事項や経営の透明性確保に必要な事項については個別の協議、承認または報告を求める

(2) 事業子会社の業務支援

- グループ各社が個別に実施するよりもグループ内で1ヶ所に集約したほうが効率的な実施が見込まれる間接業務を事業子会社等から受託して実施する

【事業子会社等から受託して実施する間接業務】

- ① 電気通信役務及び情報処理サービスの提供（グループ共用の情報システムの開発・運用）
- ② 人事及び経理に関する業務
- ③ 福利厚生に関する業務
- ④ 不動産の管理等に関する業務
- ⑤ 人材派遣・紹介等の業務
- ⑥ コールセンターに関する業務
- ⑦ 人材育成に関する業務

(3) 病院の運営及び宿泊施設の運営等

- 逋信病院を企業立病院として運営し、増収対策、経費節減、事業譲渡等を含む見直しに取り組むことにより、経営改善を進める。また、医療サービスの向上、地域医療ニーズへの対応、患者満足度の向上等を推進する
- 旧簡易保険加入者福祉施設（かんぼの宿等）は、速やかな事業譲渡等を進める

事業計画のポイント③(収支予算書)

単位：億円

科 目	令和 4 事業年度 事業計画	(参考) 令和 3 事業年度 事業計画	(参考) 増減
経常損益の部			
(営業損益の部)			
1. 営業収益	2,492	2,836	▲ 344
受取配当金	1,748	1,944	▲ 196
貯金旧勘定交付金	2	3	▲ 1
関係会社受入手数料	127	128	▲ 1
間接業務手数料	480	478	+ 2
宿泊事業収入	9	145	▲ 136
医事収入	126	138	▲ 12
2. 営業費用	820	923	△ 104
人件費	132	145	△ 13
物件費	513	594	△ 81
減価償却費	141	150	△ 9
租税公課	33	33	△ 0
営業利益	1,672	1,912	▲ 240
(営業外損益の部)			
営業外損益	111	78	+ 33
経常利益	1,783	1,991	▲ 208
特別損益の部			
1. 特別利益	90	4	+ 86
2. 特別損失	0	—	+ 0
税引前当期純利益	1,873	1,995	▲ 122
法人税、住民税及び事業税	△ 187	△ 256	+ 69
当期純利益	2,060	2,251	▲ 191

(注1) 計数は四捨五入しているため合計は一致しない。

(注2) 「—」は計数が存在しないことを意味する。

【参考】認可時要請事項

- 1 かんぽ生命保険の不適正募集をはじめとする近年の日本郵政グループの不祥事案を踏まえ、グループ各社へ適切な指導を行うことにより、グループにおけるコンプライアンス向上やガバナンス態勢の強化等に関して一層の取組を行い、国民・利用者の信頼の着実な回復に努めること。
- 2 マイナンバーカードの普及促進に積極的に取り組みつつ、グループが取得・保有するデータの個人情報に配慮した活用に向けてグループ各社のDXを推進し、併せてデジタル田園都市国家構想の実現に資する取組や、SDGs・ESGへの取組等を積極的に実施することにより、社会環境の変化に対応した多様かつ柔軟なサービス展開を行い、新たな成長分野の構築を推進すること。
- 3 ユニバーサルサービスを確実に提供するとともに、新型コロナウイルス感染症や災害時の対応、サイバーセキュリティ対策等を適切に行いつつ、グループ全体の業務継続の確保に努めること。
- 4 ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の株式処分について、ユニバーサルサービス提供責務の履行への影響等を勘案しつつ、適切に対応すること。